

(別表) 助成対象者一覧

| 運賃割引名 | | 割引内容 | 適用条件等 |
|--------|----------------------|---|---|
| 特定医療割引 | 特定医療(指定難病) 特定疾患割引 | ・ 特定医療費(指定難病)受給者が通院等で利用する場合 ・ 特定疾患医療受給者(*)が通院等で利用する場合(*5疾病のみ対象) | ・ 県発行の特定医療費(指定難病)受給者証の提示 ・ 県発行の特定疾患医療受給者証の提示(対象は5疾病(スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、クロイツフェルト・ヤコブ病、重症多形さん滲出性紅斑(急性期))のみ) |
| | 小児慢性特定疾病医療割引 | 小児慢性特定疾病医療受給者が通院等で利用する場合(当該患者が未就学児で保護者等の介護人が同行している場合には、当該介護人(1人)に対して割引を行う。) | 県発行の小児慢性特定疾病医療受給者証の提示 |
| | 育成医療割引 | 自立支援医療受給者証(育成医療)所持者が通院等で利用する場合(当該患者が未就学児で保護者等の介護人が同行している場合には、当該介護人(1人)に対して割引を行う。) | 市発行の自立支援医療受給者証(育成医療)の提示 |
| | 高度・先進医療割引 | 診療を受けた島民が、地域で完結できない高度医療を要するため、主治医が事前に発行する診療情報提供書(紹介状)をもって、本土医療機関にて診療を受ける場合(当該患者が未就学児で保護者等の介護人が同行している場合には、当該介護人(1人)に対して割引を行う。) | 対馬病院および上対馬病院において発行される本土通院等療養申告書/療養状況確認書の提示 |

※現行の航路運賃割引事業である「新リフレッシュ割引」と同様の対象者になります。